

新旧対照表

(新)

第1条～第3条 (略)

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書 (別紙1-1から別紙1-4まで)

(2)～(4) (略)

2 (略)

第5条～第14条 (略)

附 則

この要綱は、令和6年2月13日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助事業者	補助対象施設	補助対象経費	補助率
土地改良区 土地改良区連合	補助事業者が管理を行う 農業水利施設	<p>(1) 補助対象経費は、次のとおり算定した電力料高騰分とする。</p> <p style="text-align: center;">電力料高騰分＝当年度の電力料－前年度の電力料 (前年度の電力料＝当年度の電力料÷高騰率)</p> <p>(2) 当年度の電力料とは、令和5年4月から令和6年3月までの期間において、省エネルギー化推進計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる電力料(基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額)をいう。ただし、令和6年1月から3月までの期間の当年度の電力料については、前年当該月の使用電力量及び電力会社が公表している単価を基に別途県が示す単価により算定した電力料で代用する。また、当該年度の電力料は維持管理費等として令和5年度収支予算書に計上され、その収支予算書が総(代)会の議決を経ていること。</p> <p>(3) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。</p>	補助対象経費の10分の7とし、1,000円未満は切り捨てとする。

別表第2 (略)

(旧)

第1条～第3条 (略)

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書 (別紙1-1から別紙1-3まで)

(2)～(4) (略)

2 (略)

第5条～第14条 (略)

別表第1 (第3条関係)

補助事業者	補助対象施設	補助対象経費	補助率
土地改良区 土地改良区連合	補助事業者が管理を行う 農業水利施設	<p>(1) 補助対象経費は、次のとおり算定した電力料高騰分とする。</p> <p style="text-align: center;">電力料高騰分＝当年度の電力料－前年度の電力料 (前年度の電力料＝当年度の電力料÷高騰率)</p> <p>(2) 当年度の電力料とは、令和5年4月から令和5年12月までの期間において、省エネルギー化推進計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる電力料(基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額)をいう。また、当該年度の電力料は維持管理費等として令和5年度収支予算書に計上され、その収支予算書が総(代)会の議決を経ていること。</p> <p>(3) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。</p>	補助対象経費の10分の7とし、1,000円未満は切り捨てとする。

別表第2 (略)